

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年3月15日

【発行者名】 グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
(Global Opportunities Access)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
アンドレアス・エバーソルド (Andreas Aebersold)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ジェーン・ウィルキンソン (Jane Wilkinson)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A Avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
- ハイ・イールド・アンド・EMボンド
- グローバル・ボンド(米ドル)
- コーポレート・ボンド
- グローバル・エクイティ
- グローバル・エクイティ
- キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド
- サステナブル・ボンド
- サステナブル・エクイティ
(Global Opportunities Access
- High Yield and EM Bonds
- Global Bonds USD
- Corporate Bonds
- Global Equities
- Global Equities
- Key Multi-Manager Hedge Fund
- Sustainable Bonds
- Sustainable Equities)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券

ハイ・イールド・アンド・EMボンド

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

グローバル・ボンド(米ドル)

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

コーポレート・ボンド

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

グローバル・エクイティ

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

グローバル・エクイティ

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

サステナブル・ボンド

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

サステナブル・エクイティ

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

ハイ・イールド・アンド・EMボンド

クラスF-acc投資証券

10億8,890万米ドル(約1,601億円)

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

894億6,000万円

グローバル・ボンド(米ドル)

クラスF-acc投資証券

9億7,370万米ドル(約1,432億円)

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

824億9,000万円

コーポレート・ボンド

クラスF-acc投資証券

10億7,960万米ドル(約1,588億円)

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

911億1,000万円

グローバル・エクイティ

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

16億2,570万米ドル（約2,391億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,424億8,000万円

グローバル・エクイティ

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

17億570万米ドル（約2,509億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,465億1,000万円

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

11億7,790万米ドル（約1,732億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,050億円

サステナブル・ボンド

クラスF-acc投資証券

9億5,180万米ドル（約1,400億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

813億7,000万円

サステナブル・エクイティ

クラスF-acc投資証券

13億370万米ドル（約1,917億円）

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

800億2,000万円

（注1）上限見込額は、便宜上、以下に記載されている各サブ・ファンドの投資証券の2023年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に、それぞれ1,000万口を乗じて算出されている。

ハイ・イールド・アンド・EMボンド	クラスF-acc投資証券	108.89 米ドル（約16,014円）
	クラスF-acc円ヘッジ投資証券	8,946円
グローバル・ボンド（米ドル）	クラスF-acc投資証券	97.37米ドル（約14,320円）
	クラスF-acc円ヘッジ投資証券	8,249円
コーポレート・ボンド	クラスF-acc投資証券	107.96 米ドル（約15,878円）
	クラスF-acc円ヘッジ投資証券	9,111円
グローバル・エクイティ	クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券	162.57 米ドル（約23,909円）
	クラスF-acc円ヘッジ投資証券	14,248円
グローバル・エクイティ	クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券	170.57 米ドル（約25,086円）
	クラスF-acc円ヘッジ投資証券	14,651円

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド	クラスF-acc 米ドルヘッジ投資証券	117.79米ドル(約17,323円)
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	10,500円
サステナブル・ボンド	クラスF-acc投資証券	95.18米ドル(約13,998円)
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	8,137円
サステナブル・エクイティ	クラスF-acc投資証券	130.37米ドル(約19,174円)
	クラスF-acc 円ヘッジ投資証券	8,002円

(注2)米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2023年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=147.07円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年1月31日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、サブ・ファンドの投資方針、投資リスク、手数料等及び税金ならびに別紙の変更に伴い設立地の目論見書が変更されたことから、これらに関する記載を訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の訂正内容は下記のとおりです。下線部_____は訂正部分を示します。ただし、全文修正(更新)の場合は下線を付しておりません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

投資目的

本投資法人の主要な目的は、投資リスクを十分に考慮しつつ、市場サイクルを通して元本の成長を達成することである。

各サブ・ファンドの投資方針

(中略)

レボ契約/リバース・レボ契約および証券貸付契約ならびにOTC金融派生商品取引および効率的なポートフォリオ運用の技法のための担保の運用

(中略)

本投資法人およびそのサブ・ファンドはいかなる状況下であってもこれらの取引のためにその投資方針を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により該当するサブ・ファンドのリスク水準を当初のリスク水準(これらの技法を利用しない場合の水準)から大幅に上昇させてはならない。本投資法人は、自身または任命を受けた自身のサービス提供者がこれらの技法の利用を通じて発生するリスク、特に相手方当事者リスクを、リスク管理手続きの一環として監視および管理することを徹底する。本投資法人、管理会社、投資運用会社および保管受託銀行の関連会社との取引から生じる潜在的な利益相反の監視は、主として契約およびこれに伴う手続きの継続的な検証を通じて実行される。

本投資法人に証券貸付業務を提供するサービス提供者は、その業務の対価として市場標準に沿った報酬を受領する権利を有する。これらの報酬の金額は該当する場合、年次ベースで検証および適用される。現在、アームス・レングスに交渉される証券貸付取引において受領する総収益の60%が該当するサブ・ファンドに貸方計上され、総収益の40%が証券貸付代理人として行為するUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店および証券貸付業務を提供するユービーエス・スイス・エイ・ジーにより経費/手数料として受領される。証券貸付取引を行うためのすべての経費/手数料は、総収益に占める証券貸付代理人の取り分から支払われる。ここには証券貸付業務により発生するすべての直接的および間接的な経費/手数料が含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーはUBSグループの一員である。

(中略)

<サブ・ファンド>

各サブ・ファンドの投資方針は以下の通りであり、本書「(4)投資制限」に常に従うものとする。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - ハイ・イールド・アンド・EMボンド

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過するものとする。サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、中程度の変動が予想され、長期的な資産価値の値上がりを投資目的とする、ハイイールド債および新興市場の債券へのエクスポージャーを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・ボンド(米ドル)

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過するものとする。サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、適度な変動が予想され、長期的な資産の保護を投資目的とする、固定利付のポートフォリオを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - コーポレート・ボンド

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過するものとする。サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、適度な変動が予想され、長期ベースの適度な資産価値の値上がりを投資目的とする、社債のエクスポージャーを求める投資家に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・エクイティ

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過するものとする。サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨がユーロで、大きな変動が予想され、長期ベースの大幅な資産価値の値上がりを投資目的とする、グローバルな株式のエクスポージャーを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・エクイティ

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過するものとする。サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨がユーロで、大きな変動が予想され、長期ベースの大幅な資産価値の値上がりを投資目的とする、グローバルな株式へのエクスポージャーを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

(中略)

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - サステナブル・ボンド

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過できるものとする。サブ・ファンドは、流動性確保のために、短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、ボラティリティが低いことが予想され、資産を保全することを目的とし、グローバルに分散化されたポートフォリオを求める投資者に適している。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - サステナブル・エクイティ

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過できるものとする。サブ・ファンドは、流動性確保のために、短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、ボラティリティが高いことが予想され、資産を長期で成長させることを目的とし、主に株式市場へのエクスポージャーを取りグローバルに分散化されたポートフォリオを求める投資者に適している。

<訂正後>

投資目的

本投資法人の主要な目的は、投資リスクを十分に考慮しつつ、市場サイクルを通して元本の成長を達成することである。

各サブ・ファンドの投資方針

(中略)

レボ契約/リバース・レボ契約および証券貸付契約ならびにOTC金融派生商品取引および効率的なポートフォリオ運用の技法のための担保の運用

(中略)

本投資法人およびそのサブ・ファンドはいかなる状況下であってもこれらの取引のためにその投資方針を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により該当するサブ・ファンドのリスク水準を当初のリスク水準(これらの技法を利用しない場合の水準)から大幅に上昇させてはならない。本投資法人は、自身または任命を受けた自身のサービス提供者がこれらの技法の利用を通じて発生するリスク、特に相手方当事者リスクを、リスク管理手続きの一環として監視および管理することを徹底する。本投資法人、管理会社、投資運用会社および保管受託銀行の関連会社との取引から生じる潜在的な利益相反の監視は、主として契約およびこれに伴う手続きの継続的な検証を通じて実行される。

本投資法人に証券貸付業務を提供するサービス提供者は、その業務の対価として市場標準に沿った報酬を受領する権利を有する。これらの報酬の金額は該当する場合、年次ベースで検証および適用される。現在、アームス・レングスに交渉される証券貸付取引において受領する総収益の60%を該当するサブ・ファンドに貸方計上し、総収益の30%を継続的な証券貸付業務および担保の運用に責任を有する証券貸付のサービス提供者であるユービーエス・スイス・エイ・ジーが手数料として受領し、総収益の10%を取引の管理、継続的な運営業務および担保の預かり保管に責任を有する証券貸付代理人であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店が手数料として受領する。証券貸付取引を行うためのすべての手数料は、総収益に占める証券貸付代理人の取り分から支払われる。ここには証券貸付業務により発生するすべての直接的および間接的な経費が含まれる。UBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーはUBSグループの一員である。

(中略)

<サブ・ファンド>

各サブ・ファンドの投資方針は以下の通りであり、本書「(4)投資制限」に常に従うものとする。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - ハイ・イールド・アンド・EMボンド

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過するものとする。サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、中程度の変動が予想され、長期的な資産価値の値上がりを投資目的とする、ハイイールド債および新興市場の債券へのエクスポージャーを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・ボンド(米ドル)

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過するものとする。サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、適度な変動が予想され、長期的な資産の保護を投資目的とする、固定利付のポートフォリオを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - コーポレート・ボンド

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過するものとする。サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、適度な変動が予想され、長期ベースの適度な資産価値の値上がりを投資目的とする、社債のエクスポージャーを求める投資家に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・エクイティ

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過するものとする。サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨がユーロで、大きな変動が予想され、長期ベースの大幅な資産価値の値上がりを投資目的とする、グローバルな株式のエクスポージャーを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・エクイティ

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過するものとする。サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨がユーロで、大きな変動が予想され、長期ベースの大幅な資産価値の値上がりを投資目的とする、グローバルな株式へのエクスポージャーを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

(中略)

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - サステナブル・ボンド

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過できるものとする。サブ・ファンドは、流動性確保のために、短期金融商品または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、ボラティリティが低いことが予想され、資産を保全することを目的とし、グローバルに分散化されたポートフォリオを求める投資者に適している。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - サステナブル・エクイティ

目的と戦略

(中略)

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過できるものとする。サブ・ファンドは、流動性確保のために、短期金融商品または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、ボラティリティが高いことが予想され、資産を長期で成長させることを目的とし、主に株式市場へのエクスポージャーを取りグローバルに分散化されたポートフォリオを求める投資者に適している。

3 投資リスク

a. リスク要因

<訂正前>

(前略)

新興市場

各サブ・ファンドは、規制を受け、公認かつ公開の定期的取引が行われる市場としての資格を当該地の証券取引所がまだ満たしていない国々に投資することがある。

投資予定者は、このようなサブ・ファンドへの投資のリスク水準が高くなる点に留意すべきである。新興市場の証券市場および経済は、一般的に変動性が高い。一部の新興市場への投資が、政治動向ならびに/または現地の法律、税金および為替管理の変更により、マイナスの影響を受けることもある。

一部の新興市場では、継続的な民営化プロセスの結果として、どの所有権の条件が一定の企業に適用されるかをはっきりと認識することが難しい。新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興市場との取引に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券

監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。

- 非流動性

証券の売買が、先進国市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

- ボラティリティ

新興市場への投資の運用実績の変動性が高くなることがある。

- 通貨の変動

サブ・ファンドの投資対象国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大きく変動する可能性がある。このような変動がサブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することはできない。

- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止する可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するために多数の市場に投資する。

- 決済および保管リスク

新興市場国の決済および保管システムは先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

新興市場が外国人投資家による売買に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に許可される最大保有数を超過することを理由に、サブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家による収益、資本および配当の受領に対して制限や政府による許可が条件となることもある。新興市場が外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは当局からの例外的な認可の取得または別の市場への投資により、かかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努める。サブ・ファンドは制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課されることを防ぐことはできない。

- 会計

新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、内容、質および投資家への情報提供の期限という点で先進国市場と異なる。したがって、投資の選択に対する正確な評価が難しいことがある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

新興市場

新興市場への投資におけるボラティリティが先進国市場への投資よりも比して高くなることがある。当該市場の一部において、政府が比較的不安定であること、経済が一部の産業のみを基盤としており、および証券市場がごく限られた数の証券しか取引していないことがある。多くの新興市場では規制制度が十分に整備されず、情報開示基準が先進国市場ほど厳格でない場合がある。新興市場においては、収用、国有化ならびに社会、政治および経済が不安定になるリスクが先進国市場に比べて大きい。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なリスクの一部の概要である。

- 偽造証券

監督体制が未整備であるため、投資を行う証券が偽造されていたことが判明する可能性がある。その結果、損失を被ることがある。

- 非流動性

先進国市場に比べて、保有銘柄の積み増しおよび処分にかかるコストがかかり、時間を要し、一般に難しいことがある。また、流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低く、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

- 通貨の変動

サブ・ファンドの基準通貨で投資した国の通貨が、本投資法人による当該通貨による投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大きく変動する可能性がある。このような変動がサブ・ファンドのトータルリターンに大きく影響することがある。新興市場国の一部の通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することができない。

- 決済および保管リスク

新興市場国の決済および保管システムは先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督および監督機関の経験も浅い。その結果、決済が遅延するリスクおよび現金または証券に不利益を及ぼすリスクもある。

- 投資および送金の制限

一部のケースにおいて、新興市場が外国人投資家による証券の扱いを設けることがある。そのため、外国人株主に許可される最大保有数または投資額に達していることを理由に、サブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家による純利益、元本および配当の取り分の国外送金が制限を受けることまたは政府による承認を求められることもある。本投資法人はこれらの制限を容認できる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課されないとの保証はない。

- 会計

新興市場の企業に適用される会計、監査および財務報告の基準、実務および開示要件が、情報の性質、質および投資家への情報開示の適時性という点で先進国市場で適用されるものと異なり、したがって、投資の可能性に対する適切な評価が難しいことがある。

(後略)

4 手数料等及び税金

<訂正前>

(前略)

(4) その他の手数料等

定率報酬がカバーする報酬、コストおよび費用に加え、本投資法人は、以下を含む(これらに限らない。)あらゆる運用費用および管理事務費用を負担する。

(中略)

- ・ 定款、英文目論見書、KIIDならびに年次報告書および半期報告書の印刷コストおよび費用、ならびに、定款および本投資法人に関するその他の一切の文書(本投資法人または本投資法人の投資証券募集について管轄権を有するあらゆる機関(各国の証券業協会を含む。)に対する登録届出書、目論見書および説明覚書)を作成および/または提出し、印刷するコストおよび費用。
- ・ 純資産価額の公表および投資者に対する通知の公告に関連するコストおよび費用。
- ・ 証券取引所または規制を受ける市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用。
- ・ 投資主への配当金支払における手数料およびその他のコスト。
- ・ 監査における手数料、コストおよび費用(監査人の報酬および費用を含む。)
- ・ KIIDの作成、翻訳および規制当局への提出に関する手数料および費用。

- ・ 取締役会に支払う手数料、コストおよび費用（合理的な立替費用、保険料ならびに取締役の会合に関する合理的な出張費用および取締役会の報酬を含む。）。
- ・ 登録、報告、救済請求、還付または外国源泉徴収の免除に関連してサブ・ファンドに手数料、コストおよび費用が請求されることがある。

本投資法人は、定期的にまたは繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。

個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよび投資証券クラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に対して比例按分ベースで、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスに請求される。

個々の投資方針の条件に基づきその他のUCIまたはUCITSに投資可能なサブ・ファンドにおいては、サブ・ファンドと関連する投資先の投資信託双方のレベルにおいて手数料が発生する。その資産が投資される投資先の投資信託の管理報酬は、あらゆるトレイル・フィーを考慮して3.5%を上限とする。管理会社自身、または共同運用もしくは支配または実質的な直接もしくは間接保有による管理会社の関連会社が、直接または間接に運用するファンドの受益証券に投資する場合、かかる投資を行うサブ・ファンドは、投資先の投資信託の発行または買戻しにおける手数料を一切徴収されないことがある。

サブ・ファンドの継続費用の詳細は主要な投資家向け情報書類（KIID）に記載されている。

新設サブ・ファンドの設定に伴う費用は、該当するサブ・ファンドのみにより最大5年間にわたり償却される。

本投資法人の投資証券の販売業務に関連して管理会社により受領され販売会社に支払われる料金、費用および経費ならびに販売会社により受領され副販売会社および本投資法人の投資証券の販売に関わる取次業者に支払われる料金、費用および経費は、当該費用の受領および取得に適用される法律上および規制上の制限および条件を満たすものになる。適用される法律上および規制上の制限および条件に従い、販売会社は本投資法人の販売業務をカバーするために代金を支払うことができる。

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、適用ある規則（具体的には、（ ）UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ ）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011/61/EU（2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（随時改正済）に移行した。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（ ）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437により定義される規定）に報酬が従うことを徹底し、かつUBSグループの報酬方針の枠組みを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理を促し、リスクプロファイル、約款または譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）/オルタナティブ投資ファンド（AIF）の定款に反するリスクを防いでいる。

報酬方針はさらに、管理会社およびUCITS/AIFsの戦略、方針、価値および利益を遵守し、利益相反の防止措置を有している。この手法はさらに、以下の項目に重点を置いている。

- ・ パフォーマンスを評価を、サブ・ファンドの投資主に対して推奨される保有期間に適した複数年にわたる枠組みで行っている。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ報酬の成功ベースの部分の支払を同じ期間に行うことを徹底するためである。

- ・ 固定報酬部分および変動報酬部分の間で適切なバランスの取れた報酬を従業員に与えている。固定報酬部分が、報酬総額の大部分を占め、十分な機動性を有する賞与の戦略を行っている。ここには変動報酬部分を支払わないというオプションが含まれる。固定報酬は、個々の従業員の役割（責任および業務の複雑性、パフォーマンスならびに各地の市況）を考慮した上で決定される。管理会社が自身の裁量により一部の従業員に対して付加給付を提供する可能性があることにも、留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分である。

関連する開示は、UCITS指令2014 / 91 / EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行うものとする。

投資主は、報酬方針に関する詳細（報酬および給付金の算定方法の概要、報酬および給付金を付与する責任を負う者の資格（報酬委員会（該当する場合。）の構成を含む。）を含むが、それらに限らない。）を、https://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

（５）課税上の取扱い

（中略）

ルクセンブルグ

概要

本投資法人はルクセンブルグの法律に従う。投資証券の購入者の居住地での投資証券の購入、保有、売却および投資証券の購入者の国籍の人々に対しての投資証券の購入、保有、売却を統制する法律または規制に関する情報を求めることは、投資証券の購入者の責任である。

ルクセンブルグ大公国の現行の法律に準拠して、本投資法人はルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税、富裕税のいずれも課されることはない。

現在施行されている租税法により、投資主はルクセンブルグに居住するか、ルクセンブルグに住居を持つかもしくはルクセンブルグに恒久的施設を維持するか、以前ルクセンブルグに居住しており本投資法人の純資産の総額をその10%を上回って保有しない限り、ルクセンブルグでの所得税、贈与税、相続税その他の租税を支払うことは要求されない。

しかしながら、投資予定者は、自己の市民権、住居または本籍のある国の法律において、本投資法人の投資証券の取得、保有、転換、および売却に適用されるまたは売却等に関しての分配に適用される租税の可能性についての情報を常に把握しておくべきである。

しかしながら、本投資法人はルクセンブルグの「年次税」の課税対象であり、これを四半期末ごとに支払う。この年次税は、各クラスの四半期末における純資産の総額に基づいて計算される。年次税は純資産総額の0.05%の割合で徴収される。ただし、クラスF投資証券等の機関投資家向けのクラスについての料率が0.01%に引き下げられる。税務管轄当局が投資者の課税上の地位を変更する場合、すべてのクラスF投資証券に0.05%が課税される場合がある。「年次税」を既に支払っている他のルクセンブルグの投資信託内に保有される投資証券に相当する資産の評価額は、いかなる「年次税」からも除外される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（４）その他の手数料等

定率報酬がカバーする報酬、コストおよび費用に加え、本投資法人は、以下を含む（これらに限らない。）あらゆる運用費用および管理事務費用を負担する。

（中略）

- ・ 定款、英文目論見書、KIDならびに年次報告書および半期報告書の印刷コストおよび費用、ならびに、定款および本投資法人に関するその他の一切の文書（本投資法人または本投資法人の投資証券募集について管轄権を有するあらゆる機関（各国の証券業協会を含む。）に対する登録届出書、目論見書および説明覚書）を作成および/または提出し、印刷するコストおよび費用。
- ・ 純資産価額の公表および投資者に対する通知の公告に関連するコストおよび費用。
- ・ 証券取引所または規制を受ける市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用。
- ・ 投資主への配当金支払における手数料およびその他のコスト。
- ・ 監査における手数料、コストおよび費用（監査人の報酬および費用を含む。）
- ・ KIDの作成、翻訳および規制当局への提出に関する手数料および費用。
- ・ 取締役会に支払う手数料、コストおよび費用（合理的な立替費用、保険料ならびに取締役会の会合に関する合理的な出張費用および取締役会の報酬を含む。）。
- ・ 登録、報告、救済請求、還付または外国源泉徴収の免除に関連してサブ・ファンドに手数料、コストおよび費用が請求されることがある。

本投資法人は、定期的にまたは繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。

個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよび投資証券クラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに關係する場合は、それぞれの純資産価額に対して比例按分ベースで、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、關係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスに請求される。

個々の投資方針の条件に基づきその他のUCIまたはUCITSに投資可能なサブ・ファンドにおいては、サブ・ファンドと関連する投資先の投資信託双方のレベルにおいて手数料が発生する。その資産が投資される投資先の投資信託の管理報酬は、あらゆるトレイル・フィーを考慮して3.5%を上限とする。管理会社自身、または共同運用もしくは支配または実質的な直接もしくは間接保有による管理会社の関連会社が、直接または間接に運用するファンドの受益証券に投資する場合、かかる投資を行うサブ・ファンドは、投資先の投資信託の発行または買戻しにおける手数料を一切徴収されないことがある。

サブ・ファンドのコスト（または継続費用）の詳細は主要な情報書類（KID）に記載されている。

新設サブ・ファンドの設定に伴う費用は、該当するサブ・ファンドのみにより最大5年間にわたり償却される。

本投資法人の投資証券の販売業務に関連して管理会社により受領され販売会社に支払われる料金、費用および経費ならびに販売会社により受領され副販売会社および本投資法人の投資証券の販売に関わる取次業者に支払われる料金、費用および経費は、当該費用の受領および取得に適用される法律上および規制上の制限および条件を満たすものになる。適用される法律上および規制上の制限および条件に従い、販売会社は本投資法人の販売業務をカバーするために代金を支払うことができる。

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、適用ある規則（具体的には、（ ）UCITS指令2014 / 91 / EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ ）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011 / 61 / EU（2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（随時改正済）に移行した。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（ ）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10 / 437により

定義される規定)に報酬が従うことを徹底し、かつUBSグループの報酬方針の枠組みを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理を促し、リスクプロファイル、約款または譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)/オルタナティブ投資ファンド(AIF)の定款に反するリスクを防いでいる。

報酬方針はさらに、管理会社およびUCITS/AIFsの戦略、方針、価値および利益を遵守し、利益相反の防止措置を有している。この手法はさらに、以下の項目に重点を置いている。

- ・ パフォーマンスを評価を、サブ・ファンドの投資主に対して推奨される保有期間に適した複数年にわたる枠組みで行っている。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ報酬の成功ベースの部分の支払を同じ期間に行うことを徹底するためである。
- ・ 固定報酬部分および変動報酬部分の間で適切なバランスの取れた報酬を従業員に与えている。固定報酬部分が、報酬総額の大部分を占め、十分な機動性を有する賞与の戦略を行っている。ここには変動報酬部分を支払わないというオプションが含まれる。固定報酬は、個々の従業員の役割(責任および業務の複雑性、パフォーマンスならびに各地の市況)を考慮した上で決定される。管理会社が自身の裁量により一部の従業員に対して付加給付を提供する可能性があることにも、留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分である。

関連する開示は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行うものとする。

投資主は、報酬方針に関する詳細(報酬および給付金の算定方法の概要、報酬および給付金を付与する責任を負う者の資格(報酬委員会(該当する場合。))の構成を含む。))を含むが、それらに限らない。)を、https://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

(5) 課税上の取扱い

(中略)

ルクセンブルグ

概要

本投資法人はルクセンブルグの法律に従う。投資証券の購入者の居住地での投資証券の購入、保有、売却および投資証券の購入者の国籍の人々に対しての投資証券の購入、保有、売却を統制する法律または規制に関する情報を求めることは、投資証券の購入者の責任である。

ルクセンブルグ大公国の現行の法律に準拠して、本投資法人はルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税、富裕税のいずれも課されることはない。

現在施行されている租税法により、投資主はルクセンブルグに居住するか、ルクセンブルグに住居を持つかもしくはルクセンブルグに恒久的施設を維持するか、以前ルクセンブルグに居住しており本投資法人の純資産の総額をその10%を上回って保有しない限り、ルクセンブルグでの所得税、贈与税、相続税その他の租税を支払うことは要求されない。

投資予定者は、自己の市民権、住居または本籍のある国の法律において、本投資法人の投資証券の取得、保有、転換、および売却に適用されるまたは売却等に関しての分配に適用される租税の可能性についての情報を常に把握しておくべきである。

本投資法人はルクセンブルグの「年次税」の課税対象であり、これを四半期末ごとに支払う。この年次税は、各クラスの四半期末における純資産の総額に基づいて計算される。年次税は純資産総額の0.05% (年率) の割合で徴収される。ただし、クラスF投資証券およびクラスK投資証券等の機関投資家向けのクラスについての料率が0.01% (年率) に引き下げられる。0.01%への低減税率の適用を受けるための条件を充足しない場合、すべてのクラスF投資証券およびクラスK投資証券に0.05% (年率) が課税される場合がある。

サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条において定義される環境的に持続可能な投資対象に投資される部分の純資産に対する「年次税」の税率を0.01%から0.04% (年率) の範囲とする低減税率の適用を受けることがある。

「年次税」を既に支払っている他のルクセンブルグの投資信託内に保有される投資証券に相当する資産の評価額は、いかなる「年次税」からも除外される。

(後略)

別紙 A

< 訂正前 >

定義

本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

(中略)

KIIDとは、各サブ・ファンドまたは投資証券クラス(場合による。)の主要な投資家向け情報文書をいう。

(後略)

< 訂正後 >

定義

本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

(中略)

KIDとは、各サブ・ファンドまたは投資証券クラス(場合による。)の主要な情報文書をいう。

(後略)

別紙 B

SFDR関連情報

以下の通りに訂正されます。

規則(EU)2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2a 項ならびに
規則(EU)2020/852 第 6 条第 1 項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名:
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス・サステナブル・ボンド

法人識別番号:
549300883RVJI1HJFP21

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソミーとは、規則(EU)2020/852に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

はい

いいえ

以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも30%の比率で以下の持続可能な投資を行う

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

社会目的を有する持続可能な投資

E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



サステナビリティ指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

当サブ・ファンドは、環境的(E)および／もしくは社会的(S)な特性または持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的としている投資方針を推進する投資先の投資信託および／または専用ポートフォリオ(以下、「投資戦略」という。)に投資することにより、気候変動、水資源、汚染物質および廃棄物の管理ならびにジェンダー関連事項等の環境的および／または社会的な特性を推進する。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および社会的な特性の達成度は、サステナブル・ファイナンス開示規則第8条に従い環境的(E)および／もしくは社会的(S)な特性を推進しているか、またはサステナブル・ファイナンス開示規則第9条に従い持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的としている投資先の投資信託に投資している当サブ・ファンドの資産(現金、現金等価物ならびにヘッジおよび効率的なポートフォリオ運用の目的のために利用される金融派生商品を除く。)の割合により測定される。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、気候変動、水資源、汚染物質または廃棄物の管理、不平等の是正、ジェンダー関連事項およびガバナンス等、一つまたは複数のサステナビリティに関するトピックに貢献することである。これらの持続可能な投資は、環境的および／または社会的な目的に貢献する経済活動に携わっている発行体の確定利付債券に投資することにより当該目的に貢献する。

当サブ・ファンドが異なる第三者により組成された金融商品に投資するため、投資先の投資信託の投資先ポートフォリオがどのように環境的および／または社会的な目標に貢献するかに関する定義が一致しない場合があるが、これは投資先の投資信託それぞれが持続可能な投資のユニバースを定義する際の基準、アプローチおよび制限事項に違いがあるためである。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、あらゆる環境的または社会的に持続可能な投資目標に持続可能な投資が著しい害を及ぼさないことを徹底するためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

ポートフォリオ・マネージャーは、デュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、サステナビリティ要因に対する悪影響のための指標を検討するためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

投資先の投資信託のインベストメント・マネージャーは、当該投資信託がサステナビリティ要因に対する主要な悪影響（国連グローバル・コンパクト原則に違反する行為を含む。）を考慮しているかどうかに関する情報を提供しなければならない。さらにインベストメント・マネージャーは、その除外方針（エクスクルージョン・ポリシー）、すなわち武器、タバコ、ギャンブルおよび風俗産業等の物議を醸す事業活動へのエクスポージャーが当該企業／発行体をポートフォリオから除外することに直結するかに関する情報を共有しなければならない。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、持続可能な投資をOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則に適合させるためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。

EUタクソミーは、タクソミー適合投資がEUタクソミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- × 考慮する。当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託に投資するため、サステナビリティ要因に対する主要な悪影響を考慮する。ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、非人道的兵器または国連グローバル・コンパクト（UNGC）に違反する行為の除外等、サステナビリティ要因に対する悪影響のための指標を検討するためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。さらにインベストメント・マネージャーは、その除外方針（エクスクルージョン・ポリシー）、すなわち武器、タバコ、ギャンブルおよび風俗産業等の物議を醸す事業活動へのエクスポージャーが当該企業／発行体をポートフォリオから除外することに直結するかに関する情報を共有しなければならない。

考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

当サブ・ファンドはSFDR第8条に従い環境的(E)および／もしくは社会的(S)な特性を推進しているか、またはSFDR第9条に従い持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的としている投資先の投資信託に投資する。

ポートフォリオ・マネージャーは、当サブ・ファンドのために投資戦略を選択する前に投資戦略に関する詳細なデュー・デリジェンスを実施する。ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスにおいて収集した情報に基づき、ESGインテグレーションおよびESGインテンシオナリティへのアプローチを含む投資プロセスのクオリティに関する見解を掘り下げる。投資戦略のインベストメント・マネージャー（以下、「マネージャ

投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

一」という。)は、環境、社会およびガバナンスの要因に関する具体的な情報(例えば、サステナビリティのリスクを投資プロセスの中でどのように統合するか、または企業側のサステナビリティに対する取り組み等)の提供を求められる。

この査定は、マネージャーが自身の投資判断において環境、社会およびガバナンスの問題をどの程度まで考慮しているか、またはアクティブ・オーナーシップの実践にどの程度まで取り組んでいるかを示す独自のレーティングに集約される。これはマネージャーの哲学およびプロセスに対するトップダウンの査定であり、したがって結果よりもインテントナリティを反映する。

定期的な投資戦略のモニタリングの過程では、ESGアプローチの順守がモニターされる。ポートフォリオ・マネージャーは、全体的な見解において見込まれる変化をモニターするためにマネージャーから依頼される年次のESGクエスチョナリーをレビューする。定期的な会議において、投資戦略の結果および人材またはプロセスの変更(持続可能な投資アプローチおよびESGインテグレーションを含む。)を議論し、評価し、年次のデュー・デリジェンスの更新レポートで文書化する。投資戦略に対するポートフォリオ・マネージャーの査定はあらゆる側面から再評価される。通常の投資レビューと並行して各々の投資戦略のインテントナリティを毎年レビューする。インテントナリティが規定のパラメーターの対象外の水準まで悪化した場合、ポートフォリオ・マネージャーは当該投資戦略をポートフォリオから除外する。

当サブ・ファンドのために選定された投資戦略には以下が含まれる(当リストはポートフォリオ・マネージャーの裁量により修正または拡大されることがある。)

- ・ 国際開発金融機関の債券: 世界銀行等の国際開発金融機関(MDB)が発行する債券。
- ・ テーマ性があるサステナブル債券: 環境および/または社会プロジェクトおよび活動、さらに強いESGクレデンシャルに向けたトランジション・プロセスのために資金を提供する確定利付債券による投資を組み込んだ投資戦略。当資産クラスにおける債券の投資対象には、公共セクターおよび法人発行体が発行するグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンド、サステナビリティ・ボンドおよびサステナビリティ・リンク・ボンドが含まれる。
- ・ ESGエンゲージメント: ファンド・マネージャーがESGの課題や機会に関する企業のパフォーマンスの改善を働きかける戦略。
- ・ ESGインブルーバース: 様々な重大なESG問題の管理が改善している企業に投資する戦略。
- ・ ESGリーダーズ: 様々な重要なESG課題を管理し、競合他社よりも優れた機会を捉えている企業に投資する戦略。
- ・ ESGマルチプル・アプローチ: ポートフォリオ構成および投資プロセスに複数の持続可能な投資アプローチを組み入れている戦略(例えば、ESGリーダーズおよびインブルーバース)。ここには持続可能な投資戦略の資産配分に基づくクロス・アセット・ソリューションズが含まれる。
- ・ エマージング・マーケット・サステナブル・ファイナンス: 新興市場においてプライベートな融資を提供し、かつ開発金融機関の取組みを支援するための債券および為替のソリューションズを構成する戦略。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか?**

当サブ・ファンドの資産の少なくとも3分の1を主に環境的および/もしくは社会的な特性を推進し、かつSFDR第8条を遵守している投資先のUCI、または持続可能な投資対象もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条を遵守している投資先のUCIに投資する。

特性、持続可能な投資対象の最低比率ならびに当サブ・ファンドが推進する環境的および/または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が、四半期末のすべての営業日における評価額の平均値を用いて同四半期末に算出される。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか?**

投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はない。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)

● 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

当サブ・ファンドは、投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、投資先の投資信託のESGインテグレーションの査定を行い、ここには投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価する方針を投資先の投資信託が整備しているかの検証が含まれる。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の比率の下限は66.7%である。当サブ・ファンドの持続可能な投資対象の比率の下限は30%である。



#1 E/S特性に適合には、当サブ・ファンドにより促進される環境的または社会的特性を実現するために利用される当サブ・ファンドの投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に適合せず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していない当サブ・ファンドの他の投資対象が含まれる。

#1 E/S特性に適合の区分には以下が含まれる。

- #1A 持続可能な細区分には、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象が含まれる。
- #1B その他のE/S特性の細区分には、持続可能な投資対象としての適格性を有していないが、環境的または社会的特性に適合している投資対象が含まれる。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第9条が定める一または複数の環境目的に関するデータならびに当サブ・ファンドが行う投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとしての適格性を有する経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか(以下「タクソミー適合投資」という。)に関するデータを収集できていない。これに基づき、当サブ・ファンドのタクソミー適合投資は0%である。

● この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか？

- 投資する。
- 化石燃料ガスに投資する。 原子力に投資する。
- 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑(本書に該当箇所はない。)で示している。ソプリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソプリン債」はすべてのソプリン・エクスポージャーで構成される。

**該当がない(タクソミー適合投資がない)ため、比率を表示していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合は確約されていない。



EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わせられた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、EUタクソミーに適合していない環境的な目的を備えた持続可能な投資の最低比率の定めはない。当サブ・ファンドがタクソミーに適合していない環境的に持続可能な投資対象に実際に投資する場合は、タクソミー適合であることを決定付けるために必要なデータが存在しないためである。

¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関する活動は、気候変動の抑制(以下「気候変動の緩和」という。)に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる(左側の注記を参照のこと)。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214により定められている。

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に多大な貢献をすることを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、二酸化炭素の削減のための代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。



は、EUタクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、社会的に持続可能な投資の最低比率の定めはない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性、効率的なポートフォリオ運用およびヘッジ目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的な特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入手することができない有価証券が含まれることもある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが推進する特性に当サブ・ファンドが適合しているかを判断することを目的として指定されているESG参照ベンチマークは定められていない。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

- **指定指数の算出のために用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいか？**

該当なし。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(<https://www.fundinfo.com/>)で参照することができる。

規則(EU)2019/2088 第8条第1項、第2項および第2a項ならびに
規則(EU)2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名:

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス・サステナブル・エクイティ

法人識別番号:

5493007SHDTRRICLY90

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソミーとは、規則(EU)2020/852に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

はい

いいえ

以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも30%の比率で以下の持続可能な投資を行う

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

社会目的を有する持続可能な投資

E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



サステナビリティ指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

当サブ・ファンドは、環境的および／もしくは社会的な特性を推進し、かつSFDR第8条に従うか、または持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条に従う投資先の投資信託に投資することにより、気候変動、水資源、汚染物質および廃棄物の管理ならびにジェンダー関連事項等の環境的および／または社会的な特性を推進する。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および社会的な特性の達成度は、サステナブル・ファイナンス開示規則第8条に従い環境的(E)および／もしくは社会的(S)な特性を推進しているか、またはサステナブル・ファイナンス開示規則第9条に従い持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的としている投資先の投資信託に投資している当サブ・ファンドの資産(現金、現金等価物ならびにヘッジおよび効率的なポートフォリオ運用の目的のために利用される金融派生商品を除く。)の割合により測定される。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、気候変動、水資源、汚染物質または廃棄物の管理、不平等の是正、ジェンダー関連事項およびガバナンス等、一つまたは複数のサステナビリティに関するトピックに貢献することである。これらの持続可能な投資は、環境的および／または社会的な目的に貢献する経済活動に携わっている企業に投資することにより当該目的に貢献する。

当サブ・ファンドが異なる第三者により組成された金融商品に投資するため、投資先の投資信託の投資先ポートフォリオがどのように環境的および／または社会的な目標に貢献するかに関する定義が一致しない場合があるが、これは投資先の投資信託それぞれが持続可能な投資のユニバースを定義する際の基準、アプローチおよび制限事項に違いがあるためである。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、あらゆる環境的または社会的に持続可能な投資目標に持続可能な投資が著しい害を及ぼさないことを徹底するためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

ポートフォリオ・マネージャーは、デュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、サステナビリティ要因に対する悪影響のための指標を検討するためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

投資先の投資信託のインベストメント・マネージャーは、当該投資信託がサステナビリティ要因に対する主要な悪影響（国連グローバル・コンパクト原則に違反する行為を含む。）を考慮しているかどうかに関する情報を提供しなければならない。さらにインベストメント・マネージャーは、その除外方針（エクスクルージョン・ポリシー）、すなわち武器、タバコ、ギャンブルおよび風俗産業等の物議を醸す事業活動へのエクスポージャーが当該企業／発行体をポートフォリオから除外することに直結するかに関する情報を共有しなければならない。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。

ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、持続可能な投資をOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則に適合させるためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。

EUタクソミーは、タクソミー適合投資がEUタクソミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- × 考慮する。当サブ・ファンドは、持続可能な投資対象に下限の比率まで投資している投資先の投資信託に投資するため、サステナビリティ要因に対する主要な悪影響を考慮する。ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、非人道的兵器または国連グローバル・コンパクト（UNGC）に違反する行為の除外等、サステナビリティ要因に対する悪影響のための指標を検討するためのプロセスを投資先の投資信託が整備しているかどうかを検証する。さらにインベストメント・マネージャーは、その除外方針（エクスクルージョン・ポリシー）、すなわち武器、タバコ、ギャンブルおよび風俗産業等の物議を醸す事業活動へのエクスポージャーが当該企業／発行体をポートフォリオから除外することに直結するかに関する情報を共有しなければならない。

考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

当サブ・ファンドはSFDR第8条に従い環境的(E)および／もしくは社会的(S)な特性を推進しているか、またはSFDR第9条に従い持続可能な投資もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的としている投資先の投資信託に投資する。

ポートフォリオ・マネージャーは、当サブ・ファンドのために投資戦略を選択する前に投資戦略に関する詳細なデュー・デリジェンスを実施する。ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスにおいて収集した情報に基づき、ESGインテグレーションおよびESGインテンシオナリティへのアプローチを含む投資プロセスのクオリティに関する見解を掘り下げる。投資戦略のインベストメント・マネージャー（以下、「マネージャ

投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

一」という。)は、環境、社会およびガバナンスの要因に関する具体的な情報(例えば、サステナビリティのリスクを投資プロセスの中でどのように統合するか、または企業側のサステナビリティに対する取り組み等)の提供を求められる。

この査定は、マネージャーが自身の投資判断において環境、社会およびガバナンスの問題をどの程度まで考慮しているか、またはアクティブ・オーナーシップの実践にどの程度まで取り組んでいるかを示す独自のレーティングに集約される。これはマネージャーの哲学およびプロセスに対するトップダウンの査定であり、したがって結果よりもインテントナリティを反映する。

定期的な投資戦略のモニタリングの過程では、ESGアプローチの順守がモニターされる。ポートフォリオ・マネージャーは、全体的な見解において見込まれる変化をモニターするためにマネージャーから依頼される年次のESGクエスチョナリーをレビューする。定期的な会議において、投資戦略の結果および人材またはプロセスの変更(持続可能な投資アプローチおよびESGインテグレーションを含む。)を議論し、評価し、年次のデュー・デリジェンスの更新レポートで文書化する。投資戦略に対するポートフォリオ・マネージャーの査定はあらゆる側面から再評価される。通常の投資レビューと並行して各々の投資戦略のインテントナリティを毎年レビューする。インテントナリティが規定のパラメーターの対象外の水準まで悪化した場合、ポートフォリオ・マネージャーは当該投資戦略をポートフォリオから除外する。

当サブ・ファンドのために選定された投資戦略には以下が含まれる(当リストはポートフォリオ・マネージャーの裁量により修正または拡大されることがある。)

- ・ ESGエンゲージメント: ファンド・マネージャーがESGの課題や機会に関する企業のパフォーマンスの改善を働きかける戦略。
- ・ ESGテーマティック: 特定の環境的もしくは社会的な課題に挑んでいる商品およびサービスを販売している企業、ならび/または単一のESG要因(ジェンダーの平等など)の運営においてとくに優れた事業を行っている企業に投資する戦略
- ・ ESGインブルーパーズ: 様々な重大なESG問題の管理が改善している企業に投資する戦略。
- ・ ESGリーダーズ: 様々な重要なESG課題を管理し、競合他社よりも優れた機会を捉えている企業に投資する戦略。
- ・ ESGマルチプル・アプローチ: ポートフォリオ構成および投資プロセスに複数の持続可能な投資アプローチを組み入れている戦略(例えば、ESGリーダーズおよびインブルーパーズ)。ここには持続可能な投資戦略の資産配分に基づくクロス・アセット・ソリューションズが含まれる。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか?**

当サブ・ファンドの資産の少なくとも3分の1を環境的および/もしくは社会的な特性を推進し、かつSFDR第8条を遵守している投資先のUCI、または持続可能な投資対象もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とし、かつSFDR第9条を遵守している投資先のUCIに投資する。

特性、持続可能な投資対象の最低比率ならびに当サブ・ファンドが推進する環境的および/または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が、四半期末のすべての営業日における評価額の平均値を用いて同四半期末に算出される。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか?**

投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はない。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

● 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

当サブ・ファンドは、投資先の投資信託への投資を通じて持続可能な投資対象に間接的なエクスポージャーを取る。ポートフォリオ・マネージャーはデュー・デリジェンスおよび選定プロセスの一環として、投資先の投資信託のESGインテグレーションポリシーの査定を行い、ここには投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価する方針を投資先の投資信託が整備しているかの検証が含まれる。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の比率の下限は66.7%である。当サブ・ファンドの持続可能な投資対象の比率の下限は30%である。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)



#1 E/S特性に適合には、当サブ・ファンドにより促進される環境的または社会的特性を実現するために利用される当サブ・ファンドの投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に適合せず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していない当サブ・ファンドの他の投資対象が含まれる。

#1 E/S特性に適合の区分には以下が含まれる。

- #1A 持続可能な細区分には、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象が含まれる。
- #1B その他のE/S特性の細区分には、持続可能な投資対象としての適格性を有していないが、環境的または社会的特性に適合している投資対象が含まれる。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第9条が定める一または複数の環境目的に関するデータならびに当サブ・ファンドが行う投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとしての適格性を有する経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソミー適合投資」という。）に関するデータを収集できていない。これに基づき、当サブ・ファンドのタクソミー適合投資は0%である。

● この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

- 投資する。
- 化石燃料ガスに投資する。 原子力に投資する。
- 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はない。）で示している。ソプリン債^{*}のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



^{*}これらのグラフの解釈上、「ソプリン債」はすべてのソプリン・エクスポージャーで構成される。

^{**}該当がない（タクソミー適合投資がない）ため、比率を表示していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合は確約されていない。



EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わせられた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、EUタクソミーに適合していない環境的な目的を備えた持続可能な投資の最低比率の定めはない。当サブ・ファンドがタクソミーに適合していない環境的に持続可能な投資対象に実際に投資する場合は、タクソミー適合であることを決定付けるために必要なデータが存在しないためである。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214により定められている。

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に多大な貢献をすることを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、二酸化炭素の削減のための代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。



は、EUタクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、社会的に持続可能な投資の最低比率の定めはない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性、効率的なポートフォリオ運用およびヘッジ目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的な特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入手することができない有価証券が含まれることもある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが推進する特性に当サブ・ファンドが適合しているかを判断することを目的として指定されているESG参照ベンチマークは定められていない。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

- **指定指数の算出のために用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいか？**

該当なし。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(<https://www.fundinfo.com/>)で参照することができる。